山の都創造事業補助金の募集について

5、山の都創造事業補助金メニュー一覧

○山の都の災害からの創造的復興支援事業 担当課:企画政策課(72-1214)

	ソフト事業	ハード事業
助成対象者	活動の拠点が町内に存す	る団体(集落、町内会、N P O法人等)
	災害からの復興を目的に町全体の盛り上が	災害により被災した歴史的建造物の復元・改修
 助成対象事業	りを創造するため企画し、町内で開催する	災害により被災した地域コミュニティ拠点施設改修
助 成刈 家争未	講演会、シンポジウム、イベント 等	地域コミュニティ拠点施設(避難所)の防災機能強化
	※事業費100万円を超える事業	災害により被災した地域振興を図る施設の復元・改修等
助成割合及び限度額	補助対象経費の3/4以内(限度額200万円)	補助対象経費の1/2以内(限度額300万円)

○山の都のまちづくり支援事業 担当課:企画政策課(72-1214)

	まちづくり事業	研修事業
助成対象者	活動の拠点が町内に存す	る団体(集落、町内会、N P O法人等)
助成対象事業	町内で開催する講演会、シンポジウム 町の発展、PRに十分寄与するイベント 等	町又は地域産業の発展に十分寄与する研修 町又は地域を担うリーダー育成のための研修 等
助成割合及び限度額	補助対象経費の3/4以内(限度額50万円)	補助対象経費の2/3以内(限度額50万円)

○山の都の賑わい再生事業 担当課:山の都創造課(72-1158)※随時受付

助成対象者	町内の店舗を所有又は借用し営業している者で、店舗の改修を希望する者	
助成対象事業	周辺の景観を配慮した店舗の外装工事(バリアフリー化含む)、街並みの改修工事	等
助成割合及び限度額	補助対象経費の1/2以内(限度額75万円)	

○山の都の定住支援事業 担当課:山の都創造課(72-1158)※随時受付

助成対象者	町内へ移住定住を希望し、空き家の改修を希望する者、空き家の所有者 活動の拠点が町内に存する団体(集落、町内会、NPO法人等)	
助成対象事業	空き家改修工事(家財の撤去を含む)、空き家の用途変更に伴う改修(地域コミュニティの拠点化)	等
助成割合及び限度額	補助対象経費の3/4以内(限度額75万円)	

○山の都の起業支援事業 担当課:山の都創造課(72-1158)※随時受付

助成対象者	町内で起業しようとする者
助成対象事業	起業のために必要な施設(空き家・空き店舗等)の改修工事並びに設備・備品の整備 等
助成割合及び限度額	補助対象経費の1/2以内(限度額 施設75万円・設備75万円)

○山の都のコミュニティ活性化事業 担当課:生涯学習課(72-0443)、企画政策課(72-1214)

助成対象者	活動の拠点が町内に存する団体(集落、町内会、NPO法人等)
助成対象事業	地域コミュニティの維持向上に必要な設備及び備品の整備 防災、減災の意識向上に必要な備品の整備 等
助成割合及び限度額	補助対象経費の1/2以内(限度額50万円 下限5万円以上)

1、山の都創造事業補助金の目的

山の都創造を目的に、地域住民が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動、移住者を呼び 込む起業化支援のほか、賑わいの再生並びに震災・豪雨からの創造的復興支援を行うため、山の都創 造ファンド(基金)を財源に「山の都創造事業補助金」を創設しました。

事業内容としては、これまで実施していました「空き家改修・活用事業補助金」「店舗改修事業補助金」「まちづくり事業補助金」「地区集会所施設整備事業補助金(備品部分)」等を包括的に取り込み、 熊本地震・豪雨災害の復興関連事業を追加し、新たに再編しました。

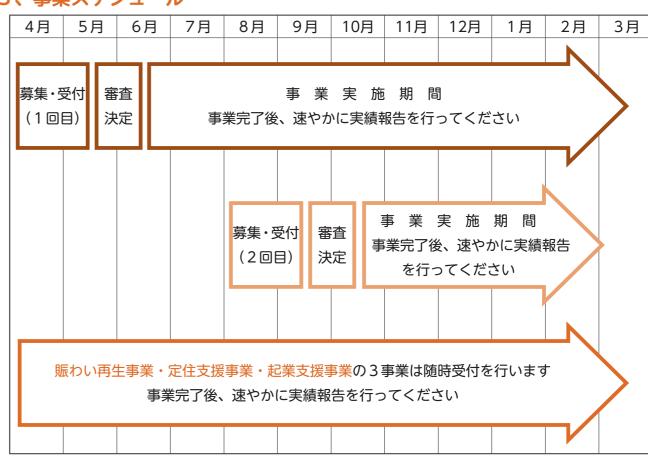
事業の申請を希望される場合は、各事業担当課へお問い合わせください。

2、募集期限

平成29年5月19日(金)まで

なお、賑わい再生事業・定住支援事業・起業支援事業の3事業については、随時受付を行います。 ※2回目の募集は、予算の執行状況等により募集を行わない場合もあります。

3、事業スケジュール



4、申請書類

- 1、山の都創造事業補助金交付申請書
- 2、事業計画書
- 3、収支予算書
- 4、その他、事業区分ごとに必要な書類

必要な書類の詳細については、担当課へお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。 (申請書等のダウンロードも可能です。)

11 広報やまと 2017. 4 月号